

収入
印紙

自動車運送契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、
選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法（以下「法」という。）第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

2 使 用 台 数 1 台

3 車種及び登録番号

4 使 用 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 12日間

5 契 約 金 額 金 円
(内訳 1日 円× 日間)

6 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

自動車賃貸借契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、

甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法（以下「法」という。）第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

2 使 用 台 数 1 台

3 車種及び登録番号

4 使 用 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 12日間

5 契 約 金 額 金 円
(内訳 1日 円× 日間)

6 使用上の義務等 甲は、運転手の確保及び燃料の供給を行うとともに、法令に従い本件自動車を運行する義務を負うものとする。

7 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、

甲が選挙運動のために使用する自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的 甲は、公職選挙法（以下「法」という。）第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する自動車の運転のため乙を雇用する。

2 雇用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 12日間

3 運転する車の
車種及び登録番号

4 契約金額 金 円
(内訳 1日につき 円× 日間)

5 燃料の供給等 燃料の供給は甲が行うものとする。

6 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

収入
印紙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、

甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

2 供給をうける
自動車の登録番号

3 供給場所

4 契約金額 単価1リットル当たり 円とし、1の期間の供給量に単価を乗じて
得た金額とする。但し、1の期間を通じての供給量の合計は リットル
以内とする。

5 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第
93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職
選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場
合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属する
ことになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものと
する。

6 その他の この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるも
のとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

収入
印紙

選挙運動用通常葉書作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、
選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第1号に規定する選挙運動用通常葉書

2 規 格 長辺 14~15.4cm 短辺 9~10.7cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、
選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第1号に規定する選挙運動用ビラ

2 規 格 長さ 29.7cm 幅 21cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

選挙事務所用立札・看板作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、
選挙事務所用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第1号に規定する選挙事務所用看板

2 規 格 縦 350cm 横 100cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

選挙運動用自動車等用立札・看板作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車等用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第2号に規定する選挙運動用自動車等用立札
・看板

2 規 格 縦 273cm 横 73cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品
するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第
93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職
選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定
に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞な
く行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求するこ
ができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに
支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属する
ことになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものと
する。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるも
のとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

個人演説会場用立札・看板作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、

個人演説会場用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第4号に規定する個人演説会場用立札・看板

2 規 格 縦 273cm 横 73cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

収入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

令和 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、
選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に規定するポスター

2 規 格 長さ 42cm 幅 40cm 以内

3 数 量 枚

4 契 約 金 額 円
(1枚当たり単価 円)

5 納 品 期 限 乙は、令和 年 月 日までに成果物を甲の指定するところに納品するものとする。

6 請 求 及 び 支 払 い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき徳島県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が徳島県に請求することができる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することになった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 そ の 他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名